

(3)平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業
よくあるご質問

No	質問	回答
1.直流給電計画策定事業・直流給電設備導入事業		
1-1	(3)①直流給電計画策定事業で、計画策定した場合、翌年度以降設備導入事業を行うことが、必須ですか。	特段の事情がない限り、3年以内に設備導入事業を行ってください。
1-2	事業の対象に系統ブラックアウト時には自立運転可能なシステムを構築することとあるが、避難施設として登録されている必要がありますか。	避難施設としての登録は必須要件ではありません。
1-3	自営線でつないだ複数の建築物は双方向給電が必須ですか。	双方向給電は必須要件ではありません。
1-4	同一施設内(例えば学校)で複数建築物がある場合も複数の建築物と見なすのでしょうか。	複数の建築物と見なします。
1-5	システムとの連携に必要な設備は補助対象になりますでしょうか。	連携に必要な最低限の設備(AC/DC変換機等)は補助対象です。
1-6	導入する設備は、実用段階の設備でないといけないのですか。	確実にCO2削減効果を発揮する設備の導入を支援するものであるため、補助対象となる設備は実用段階にあるものに限り、ます。 なお、補助対象となる設備は、当該設備の法定耐用年数以上の期間、事業の目的に沿って適切に使用して頂く必要があります。
1-7	導入する設備が市販されていない、特注品等の場合、満足しないといけない安全基準等を教えてください。	特注品等の設備を導入する場合も、当該設備に関連する法令を遵守してください。 なお、特注品であっても1-6のとおり補助対象となる設備は実用段階にあるものに限り、ます。
1-8	直流給電システムを導入する施設(建築物)は、新築でないといふのでしょうか。	導入する施設は、新築、既設は問いません。
1-9	再生可能エネルギー発電設備は直流方式による発電設備のみが補助対象でしょうか。	交流の発電設備(例えば、風力発電)でも、直流電力を出力する方が給電効率が良い場合は補助対象になります。
1-10	エネルギー需要や設備を制御するために必要な通信・制御機器設備の補助対象範囲は何処までになりますでしょうか。	市販されている設備・ソフトウェア及び通信・制御の最適化や制御対象設備群の構成に合わせたソフトウェア修正等は対象となりますが、特注品については対象外になります。
1-11	交流で稼働する需要家側負荷設備の、排熱を利用する再生可能エネルギー熱供給設備及びその付帯設備は補助対象でしょうか。	補助対象外です。
1-12	(3)②直流給電設備導入事業において、地方公共団体の場合、対象事業の要件にある「民間資金の導入」は必須要件になりますでしょうか。	必須要件になります。
1-13 (9/24 追記)	補助事業の開始後、事業完了までの期間中に進捗状況等を報告する必要があるでしょうか。	事業実施中の適切な時期に、対面ヒヤリング又は現地調査等による中間評価を実施する場合があります。 実施時期については、事業開始後に協会よりご連絡します。
1-14 (9/24 追加)	事業の対象に、直流給電システムを、自営線を用いて複数の建物間でつなぎ、構築するシステムであることとあるが、この自営線に必要な要件はどのようなものなのでしょうか。	直流給電設備が導入された複数の建物間にて、直流による電力給電を可能とするものであることが必要です。
1-15 (9/24 追加)	直流給電システムにおいて、直流電力を交流電力に変換する場合は、交流電力への変換設備も含め以降の設備は全て補助対象外でしょうか。	補助対象外です。